

第3回地方における規制改革タスクフォース 議事概要

1. 日時：平成30年4月16日（月）11:08～12:01
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室
3. 出席者：
（委員）八代尚宏（主査）、高橋滋（主査代理）
（専門委員）田中良弘、濱西隆男
（説明者）厚生労働省社会・援護局：八神厚生労働省大臣官房審議官
厚生労働省社会・援護局：安西厚生労働省社会・援護局保護課長補佐
内閣府：西川内閣府子ども・子育て本部参事官
（政府）前川内閣府審議官
（事務局）田和規制改革推進室長、荒木参事官

4. 議題：
（開会）
 1. 改善方策の検討結果について
（厚生労働省、内閣府からヒアリング）
（閉会）

5. 議事概要：

○高橋主査代理 それでは、定刻前でございますが、皆様おそろいになりましたので、規制改革推進会議の第3回「地方における規制改革タスクフォース」を開催いたします。

皆様方には、御多用の中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。なお、本タスクフォースは資料及び議事録を公開することとしておりますので、御了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

御報道の方は、ここで御退室をお願いしたいと思います。

（報道関係者退室）

○高橋主査代理 それでは、議事に入らせていただきます。

本日は「1. 改善方策の検討結果について」、厚生労働省社会・援護局、内閣府子ども・子育て本部からヒアリングを行います。

それでは、まず厚生労働省社会・援護局から御説明を頂戴したいと思います。よろしくをお願いいたします。

○八神大臣官房審議官 厚生労働省の八神と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私どもの関係で申しますと、生活保護の決定実施に係る照会文書の関係ということでございます。

資料を御参照いただきながらと思いますが、生活保護制度につきましては、生活保護法の第4条第1項というところで、資産、能力、その他あらゆるものを活用するということが要件としてございます。したがって、資力を活用しても、なお生活に困窮する方に対して保護を行うという制度になってございます。法律上、保護の決定または実施等に当たりまして、要保護者の資産や収入などを確認するための調査というものを規定しているところでございます。

この法律に基づきまして、福祉事務所が生命保険会社等の金融機関を含めて関係者に対しまして、被保護者等についての資産及び収入の状況の報告を求められることができるとされております。生命保険会社に対しましては、生命保険等の保有の有無、解約返戻金等の給付金の有無、金額についての照会を行うということとしてございます。

今回の御指摘の生命保険会社に対する照会時の統一様式というものにつきましては、お手元に資料がございまして、「生命保険会社に対する調査の実施について」。平成27年2月13日付の通知はございますでしょうか。これを発出いたしまして、全国会議等の場で統一様式への移行ということの周知を図ってまいっております。

めくっていただきますと、別紙という形でございます。この様式を作成する際には、厚生労働省から生命保険協会に対しまして、生活保護の所管部局において必要とする保険金額、あるいは解約返戻金額等の項目を盛り込みたいという旨をお伝えして、協議を行ってございます。生命保険協会におきましては、調査日を指定された上での回答となりますと、解約返戻金の金額の算定に当たって、再算定の事務負担というものが大きいという意見がございまして、調査日の指定について反映することができなかったというところでございます。

このため、そうした項目について必要な場合は、再照会を行うという扱いをしておりますが、福祉事務所におきましては、現行の統一様式では再照会を行うと事務がまた煩雑になる。照会様式の改正にシステム改修を要するといったことなどの事情があって、様式をしないケースがあるということになっているのが現状でございます。

地方六団体からの要望も踏まえて、また、厚生労働省として、また、当該様式についての御意見を伺って、様式の改善に努めてまいりたいと思います。あわせて生命保険協会の御協力、また、内閣府の御協力をいただきながら、この調査項目が反映できない理由といったものももう少し深掘りをして、検討して、事務手続の軽減になるように調整をしていきたいと思っておりますので、引き続き協議をさせていただければと思っております。

私からは以上になります。

○高橋主査代理 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、よろしく願います。

こちらの冊子にも資料がございまして、29のほうを見ていただければとは思いますが、いかがでしょうか。

まず、地方六団体から触れていただきましたが、調査日の件については明確な意見が出ております。そこで、事前にお聞きなされたのかなというのは疑問があるのですが、そこはいかがでしょうか。

○八神大臣官房審議官 事前というのは、平成27年のときの話ですか。

○高橋主査代理 今回の通知を出されるときに、保険会社には調査をかけられていると。保険会社の意見はお聞きになったと。同時並行的に地方六団体にも御意見をお聞きになったのかどうかというのは、素朴な疑問として感じましたので御教示いただければということなのです。

○八神大臣官房審議官 わかりました。

生命保険協会と相談するのと合わせて、地方団体にはお尋ねをしております。各県からいろいろと要望が出てきておまして、それも踏まえてございます。その中に確かに調査日に関しまして、2、3の団体から項目としてという声があったのも把握をしております。最終的にそれを生命保険協会と相談をして、統一様式をつくっていくときに調査日の関係のところがなかなか生命保険協会として、先ほど申し上げたその時点での解約返戻金の計算という事務の負担が大きいので、この項目を統一的な様式の中に盛り込むということが平成27年の時点でできなかった。そこまで合意が得られなかったということだと承知をしております。ですから、自治体の御意見も伺いながらやってはおりましたが、完全に反映することができていないという状態でございます。

○高橋主査代理 まだ頭に入ってきていないのですけれども、調査日を記入しろというお話だったのではないのでしょうか。調査日の時点での解約返戻金を含めて記入しろという話ではなかったと私は理解しているのですが、六団体の御意見というのはどうだったのでしょうか。

○八神大臣官房審議官 きちんと受けとめられているかはわかりませんが、調査日の解約返戻金自体は生命保険協会、生命保険会社が計算するものですので、調査日を様式の中に書かせるようにして、そうすると、その時点での解約返戻金を生命保険会社は計算ができるということで、解約返戻金を書いてくれということではなかったと承知をしております。

○高橋主査代理 ですから、調査日だけを書いてもらえばいいので、生命保険会社としてはいざというときに対応できるようにしていればいだけだということになります。その時点で調査日を書いたからといって、解約返戻金の計算まで要求されているというふうには思わないのですけれども、そこは違うのですか。

○八神大臣官房審議官 私の理解が完全にできているかはあれなのですけれども、調査日を書いて出した場合でも、結局、解約返戻金の計算というものが別途あるわけですから。そういう意味では調査日だけを書いて、もう一遍幾らですかという計算は必ずしてもらわないといけないという扱いになりますので、自治体側が要望しているのは1回照会をして、もう一回再照会という形ではなくて、解約返戻金の額もわかるような形というのが自治体の要望ではあるかと思っています。

○高橋主査代理 事務局、そこはどのようなのですか。六団体の要求というのは、六団体は来ているのか。

○荒木参事官 調査日の項目がないということが、今回、地方六団体の意見として出てきたものです。

○高橋主査代理 かつ、生活保護を受けて、生命保険があったら勘案しなければいけないという話なのですか。そこはどのようなのですか。

○安西保護課長補佐 福祉事務所として知りたいのは、結局保護の申請日というのは保護の開始日に大体なるのですけれども、その時点の解約返戻金の額を知りたいと。一方で申請が来てから福祉事務所が生命保険会社に調査をかけますので、要は生命保険会社はその調査票が来て、要はその作業をする時点の解約返戻金の額であれば、すぐにお返しができるのですけれども、生活保護を申請した日にさかのぼっての解約返戻金の額ということを経営的にはじくのがなかなか大変なので、とりあえず書類が来た時点の解約返戻金の額を福祉事務所に回答しているということなのですが、福祉事務所としては生命保険会社が作業する日ではなくて、保護の申請をした日の解約返戻金の額を知りたいというのが一番なのですけれども、要は、生命保険会社の事務の大変さと、福祉事務所が本当に知りたい情報というところのマッチングというか、それは若干ずれておるところで、今回のような御要望を頂戴しているものだと承知をさせていただきます

○高橋主査代理 何で地方団体は調査日が欲しいと言っているのですか。

○安西保護課長補佐 調査日というのは、結局生活保護の申請日時点の金額を知りたいということです。それは生活保護の実務上、後々必要になるといったところで、その時点の金額を知りたいと言っています。

○高橋主査代理 要するに、保護申請時が調査日ということなのですか。

○安西保護課長補佐 そうです。

○高橋主査代理 なるほど、保護を申請した日を自治体のほうで指定して、申請が何月何日に来ましたと。その段階での解約返戻金の額を知りたいということなのですか。

○安西保護課長補佐 福祉事務所が知りたいのは、開始日になるであろう申請日の日付の解約返戻金の額を知りたいと。

○高橋主査代理 それは法の建前から言って正しいことなのですね。

○安西保護課長補佐 それはそうでございます。

○高橋主査代理 かつ、解約返戻金があれば、これは基本的に補充性の原則があるので、生活保護を受けるためには解約しなければいけないという話になるのですね。

○安西保護課長補佐 生活保護制度の中では、金額の多い少ないによるのですけれども、そんなに額が多くなければすぐに解約することは求めないと。要はその生命保険を持ったまま保護を始めて、解約をしましたという時点において、開始時の解約返戻金相当分は返してもらうという手続があります。

○高橋主査代理 解約した段階で収入認定されるのではないですか。

○安西保護課長補佐 収入認定というよりは、生活保護法に63条というものがありまして、要はすぐに現金化ができないものを持ちつつ保護を受けた場合は、資力がありながら生活保護を受けているという状況になりまして、要は資力が現金化をされた段階において、その資力を受けていた期間の分、保護費を返してもらうという取り扱いをしていますので、その中で生命保険についてもそんなに多額でなければ、すぐには解約を求めず、ずっと持っていて、解約したときにお金を返してもらうという手続がございます。

○高橋主査代理 そうすると、その保護の時点での解約返戻金を返してもらうという。

○安西保護課長補佐 そういう事務をするときには、そういうことになります。

○高橋主査代理 福祉事務所にとってみれば、結局、申請時の解約返戻金が問題になるのではないのですか。

○安西保護課長補佐 まさにおっしゃるとおりです。

○高橋主査代理 指定できなかつたら意味ないのではないのですか。

○安西保護課長補佐 生命保険会社はそれを指定して、回答をくれないということではなくて、初めに福祉事務所から生命保険会社に行くときはそもそも生命保険を所有されていますかどうかと。そういうことを聞くので、その最初の段階から保険があった場合、何月何日時点の解約返戻金まで回答してくれというのは生命保険会社の事務がなかなか大変だということ所で、それは二の矢で回答をいただいておりますというのが現状かと承知しています。

○高橋主査代理 これは、団体に聞いていただいたほうがいいと思います。調査日と言っているのに、その調査日に付随して、解約返戻金の額まで記入欄に入れろということまでをこの団体が要求しているかというのは、私には理解できないのですけれども、事務局、そうですね。

○荒木参事官 そこはもう一回確認します。

○高橋主査代理 多分、御省と地方団体のこの意見との間に若干そごがあるような気がするのです。それこそ地方団体と御協議をいただいて、申しわけないのですが、真意をつかんでいただいたほうがいいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

濱西専門委員、田中専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 生命保険会社だけではなく、金融機関一般に対しても照会を当然されているわけなのですけれども、そうしたところでも同じ問題が発生するわけですが、銀行については、調査日時点でお答えになることができおられるということで、トラブルが生じていないということだと思っております。保険会社との違いがいま一つよくわからないので、そこを教えていただけないでしょうか。

○安西保護課長補佐 まさに金融機関とも同じような作業をやっておるのですけれども、先生おっしゃるとおり、金融機関からは余りそういうトラブルを聞いていなく、正直なところ、金融機関のほうでうまく回っておって、生命保険会社のほうで回らないという理由

の違いがこちらもなかなか把握ができてございませんので、そこはまさに地方団体と生命保険会社のほうからよく事情をまず聞いて、把握をしたいと考えてございます。

○田中専門委員 今の質問にも関連することなのですが、今のお話を伺っていると、現在は全部で3回照会があるということになるのでしょうか。つまり、最初にあるかないかの確認をして、さらに申請時点の額を確認して、最後に開始時点の額を聞いて、それは返してもらおうという流れなのではないでしょうか。

○安西保護課長補佐 事務的には2回で済むかなと思ってはいますが、先生おっしゃるとおりそもそも持っていますか、持っていないかというところをメインにした照会をいたします。エビデンスがあるわけではないのですが、多分そうそう持っている方というのは少ないかと思うので、そこで相当な数が減ると思うのですが、その後には持っているという方について、仮に開始時に解約した場合の返戻金が幾らになるのかというのを2回目として、生命保険会社のほうにお尋ねをして、その回答をもらおうと。そうしますと福祉事務所としては、知りたい情報というのは全て得ることができるという状況かと思えます。

解約されたかどうかというタイミングは、当然未来に来ますので、そういう意味でいけば3回目があるのかもしれませんが、解約しましたよという情報は、生活保護を受けられている御本人から聞いたりという形になるかとは思いますが。

○田中専門委員 先ほどの御説明との関連でよくわからないのですが、申請時点の解約返戻金の額で開始するかしないかを決めると先ほどおっしゃっていたように聞いていたのですが、結局申請時点の解約返戻金はわからないまま進んでいるのが実務だということになるのでしょうか。

○安西保護課長補佐 先ほど申したように、申請をするときに生命保険を持ちながら保護を開始するのか、額が多額なので申請を却下するというのは、要は申請日時点なのか、実際に生命保険会社から回答があったところと日にちが1週間ぐらいつれてしまっても、その金額に違いがあるということではないかと思えますので、1回目は生命保険会社から自分の端末をたたいた時点の日の解約返戻金の額をいただいて、保護が必要かどうかを判断するということにはなろうかと思えます。

○田中専門委員 細かくて恐縮なのですが、そうすると、結局あるかないかの確認をして、さらに現時点での額を確認して、最後に開始時点の確認をしているということになるように聞こえるのですが、それは違うのですか。

○安西保護課長補佐 2回目と3回目は、同じタイミングで聞いておるかなというふうには思いません。

○八神大臣官房審議官 そういう意味では、現時点の額というのは別に要らないわけで、お手元の調査票で言うと、一番右の「該当」で「有・無」というのがあります。これで「有・無」が来れば、あるという方について申請日にさかのぼって、幾らかというのが2回目の照会としてあるというのが今の実務になっていると。

○高橋主査代理 申請日にさかのぼって、あるなしを聞いているのですか。

○安西保護課長補佐 あるなしも調査日の時点ということで、回答をもらっているというのが実務になっている。

○高橋主査代理 そうすると、調査日の指定がなかったら意味がないですね。

○安西保護課長補佐 調査日というのは、生命保険会社の回答する日ということですよ。

○高橋主査代理 今、調査日と我々が言っているのは申請時ですね。

○安西保護課長補佐 はい。

○高橋主査代理 私、よく東京都で行政不服審査をやっているのですが、この手のトラブルをいっぱい見ているのですけれども、私が悪質な被保護者でこの制度を知っていたら、正式な保護を申請して、2～3日後に大量の生命保険金を解約するといったら、保険会社は照会日の時点において回答することになれば、ないと答えますね。そうすると、多額の解約返戻金をもらったまま保護をもらえませんか。

○安西保護課長補佐 生命保険の回答日時点と保護を申請された調査日の時点が先生のおっしゃるような事例のときは、その状況がずれるというのか。

○高橋主査代理 ですから、調査日を入れたいと地方団体は言っているのではないのでしょうか。

○安西保護課長補佐 それは、もちろんあると思います。

○高橋主査代理 そうすると、私、調査日で指定したいというのは、地方団体の言うことに筋があると思います。はっきり言って制度設計から言えば、地方団体のほうが私は筋が通っていると思います。そういうお考えを聞いていただいた上で、今の考え方から言えば、当該団体が欲しいと言っているのにその項目が入っていない様式なんか使えませんかよ。使えない統一様式を使えといったって、使うはずがないわけです。ただ、大変申しわけないのですけれども、私の誤解かもしれません。本日の当座だけの理解なのでよくわからないのです。そこは、よく六団体と御相談いただいて、使っていただける様式にしていきたいと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○八神大臣官房審議官 きょう回答のところでも、自治体、生命保険協会から実態を伺って、様式の変更を含めたことをまた考えていきたいという回答をさせていただいていますので、今、高橋先生からいただいた御指摘も踏まえて考えてみたいと思っております。

○高橋主査代理 使い勝手がいいような形で、事業者目線という点では、この事業者というのは多分生命保険会社だと思うのですけれども、自治事務でございますので、様式をそのまま地方公共団体が使えるような様式にさせていただかないと、これは国のほうで強制できません。そういう意味では、合理的なものであって、これだったら使えますよという説得と納得で使っていただく話になると思います。

失礼、生活保護だから法定受託事務でしたか。ただし、法定受託事業についても、使えといえたとしても、こういう形で問題がある様式は使わないと思います。申しわけないのですけれども、ぜひ地方団体のほうともよく協議いただいて、本当に使い勝手がいい様式にさせていただければと思います。あと、要らないという自治体もあれば、それは選択ができ

る様式というのもございますので、そこは黒塗りにしてしまっ、もしくは電子的に表記できないような形で、文字にあらわれないような形でそこだけ空欄になるような様式もあると思います。そこは自治体が選択できる様式で標準であるという形で、ぜひ使い勝手がいいような形で御検討いただければありがたいと思います。

ほかにかがでしょうか。

八代先生。

○八代主査 結構です。

○高橋主査代理 その結果については、またお聞きすることもあるかと思しますので、その説明、御協力のほどよろしくお願ひします。

本日は、どうもお忙しいところありがとうございました。引き続きよろしくお願ひいたします。

(厚生労働省社会・援護局退室)

(内閣府子ども・子育て本部入室)

○高橋主査代理 もういらっしゃっておられますので、続きまして、内閣府子ども・子育て本部から御説明を頂戴したいと思います。

本日は、お忙しい中、どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○西川子ども・子育て本部参事官 内閣府子ども・子育て本部でございます。

資料2-2というものがございますので、それで御説明をさせていただきます。

自治体と法人、全国の社会福祉法人とか学校法人、株式会社といった幼稚園、認定こども園、保育所、あるいは小規模保育事業との間で、毎月のお金の請求、支払いという事務がございますので、その給付の事務というものが自治体、あるいは法人のほうでかなり事務的に大変であるということで、事務の簡素化ということが求められております。

子ども・子育て支援新制度に係る様式も含めた給付事務の実態に関する調査研究というものを現在進め最終的に整理をしているところでございます。

「○調査研究の目的」ということですが、御案内のとおり子ども・子育て支援新制度というものが平成27年4月からスタートしてございます。平成27年度、平成28年度、平成29年度ということで、平成30年度、今年度が4年目ということでございます。この調査研究事業におきましては、各自治体における給付事務、各自治体から各法人に毎月お金を支払っている給付の事務というものが自治体ごとに様式や手続に違いがあるということで、この給付事務の流れの中で負荷がかかっている。

業務量が多く大変だということがどういふところなのかということの問題点を幅広く調査しようということで、調査の結果、明るみに出たものにつきましては、改善点を見出して、国としてどんなことを支援できるのかということ。多分この場では、標準、様式を統一化するというところだろうと思ひますが、そういったことを明らかにすることによりまして、自治体における新制度に係る給付事務の負担軽減、事務量の負担軽減、自治体だけではなくて、法人も含めて事務量を減らすということを目的としたものでございま

す。

2番目の○で、どのように今年度はやっているかということでございますけれども、自治体のばらつきというものをヒアリングしたり、あるいは書面でアンケート調査ということをしてございます。(1)は書面調査ということで、全国の自治体に調査を行っております。それから全国7ブロックで、実際に対面でお話も伺っているということでございます。

年明けからヒアリングをしたり、あるいは書面調査ということを行い、まとめている最中ということでございます。

この紙に書いていないことで、補足的にお話を申し上げますと、こういった問題意識というものは、経済産業省も類似の問題意識を持っておられて、同様の調査研究をやっていたらタイアップするような形で、経産省の場合は、現場の保育士さんはペーパーワークが多くて、対人業務がなかなかできないではないかということで、主に現場の保育所、認定こども園にスポットを当てたような形でやっておられる。こういったお金の請求以外にも、子供さんの保育日誌だとか、あるいはこの子にアレルギーがあるのかないのかというものが、もう少しITを入れて業務改善できないかというところを割と中心に回っていながらやっていらっしゃるようでございます。

我々は、保育所と認定こども園、幼稚園と、自治体のお金の請求のところにスポットを当てたような形で、あと、我々の公定価格の分野では、基本分単価というものと加算という2種類がございますけれども、こちらでヒアリングの対象のものとしては主に加算様式ということで、もう少し加算の申請様式を統一化するべきではないかということで御提言いただいておりますが、我々としては加算だけではなくて、基本の部分も含めてもう少し様式だとか、あるいは業務のやり方というものをなるべく統一化、一元化していけないかなと思っております。

狙いとしては、最近大規模法人が増えていると。一法人で数十カ所の園を運営するような法人が出てきていると。世田谷区と川崎市と大阪市とか、今までは一法人一保育所、一法人一幼稚園が多かったわけですが、ローカルルールが多くなってしまいますと、その法人にとってはそれぞれのローカルルールに合わせないといけないので、事務を一々立ち上げないといけないので大変であるということで、なるべく昨今増えてきている大規模法人の事務量を減らしていくためにはどうしたらいいかという狙いが一点。

もう一つは、一法人一保育所、一法人一幼稚園であっても、規制改革推進会議でも御提言いただいている広域入所ということで、例えば世田谷区にある一法人一保育所であっても、お子さんは世田谷区から来たり、杉並区から来たり、吉祥寺から来たりということで、最近広域入所というものも増えてきてございますので、こういった様式の統一化、あるいは業務フローをなるべく合わせることによりまして、そういった一法人一保育所であっても受益するといえますか、裨益するのではないかという問題意識を持ってございます。

そういうことで、規制改革推進会議から投げられている問題意識について、我々として、

十二分に受け取っているつもりでございます。非常にタイムリーなテーマであるということでございます。

あわせて、PRを含めてお話しさせていただきますけれども、実はほかの部会だと思いますが、保護者の方々がお勤めになっている事業所が証明する就労証明書も非常にばらつきがあって、ローカルルールがあって、事業所の事務負担になっているということで、我々にかなりもう少し統一したらどうかということで、それを今我々も各市町村と進めてございます。これは少しずつ成果が出てきてございますので、そこは順調にというか、どういう評価かはともかくとして、我々のところには来年度からやるとか、昨年度からやり始めたという声が出ておりますので、二匹目のどじょうというわけではないですけども、やっていきたいなとは思っています。

ただ、これは大規模な自治体にとってはかなり大きな業務になってございます。その業務を減らしたいという思いではございますけれども、ある瞬間から急に切りかえるというのは、ちょっと難しいかなというのが今のところのアンケートとヒアリングの状況でございますが、余りゆっくりもできないとは思っておりますので、引き続き自治体の方とうまくすり合わせていながら統一化していきたいということでございます。

○高橋主査代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

どうぞ。

○八代主査 その統一化というときに具体的にどういう手法で、例えば一つは国のほうからモデル様式みたいなものを示して、なるべくそれに近づけていく。もう一つはベストプラクティスというか、既にやっている自治体、特におっしゃった大規模自治体の様式を一つのモデルにして、小規模自治体が教えてもらうとか、どういうやり方をとっているのか。

○西川子ども・子育て本部参事官 今、加算の様式につきましては、一応新制度の施行に合わせて、標準様式というものを示してございます。ただ、この加算の様式につきましては、新制度の施行の混乱といいますか、そういうこともありまして、自治体におきまして、不具合がいろいろ御指摘されております。もう少し平成27年4月施行に合わせて、キャッチボールすべきだったということをご反省してございますので、今、そこは一応たたき台がございまして、自治体のほうからここはこうしてほしい、ああしてほしいという話が出ておりますので、成果物としては、加算に関しては国の標準様式の改訂版といいますか、あるいは添付書類というものはまだ付いていないとか、こういうことがわかるものを添付してくださいと書いているところにつきましては、新たに添付書類の様式例みたいなものを作るとか、そんなことはしたいなと思っております。

基本分につきましては、今日の会議のテーマではないのかもしれませんが、今、我々としては様式をお示ししていません。これは、平成27年4月1日以降でかなり加算の仕組みが増えてきておりますので、新しい事務だということで様式を示すことができたわけです。

けれども、基本分につきましては、昭和の時代からずっと自治体のローカルルールが定着してきているところがあったものですから、なかなかそこに切り込むといいますか、我々が標準の様式を示すことによってかなり混乱するのではないかということの懸念もありましたものですから、新制度に合わせて、特に様式例は示さなかったわけですが、せっかくなので我々としては、加算分と基本分ということで切り分けることなく、できるだけ標準様式というものにチャレンジしていきたいとは思っております。

○八代主査 ありがとうございます。

○高橋主査代理 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○田中専門委員 取り組みについて御説明していただき、ありがとうございました。

現在、地方自治体に対する実施状況等調査を行っていただいているということですが、この中には、なぜ標準様式が使われにくいのかということに対する調査も含まれているということでしょうか。

○西川子ども・子育て本部参事官 まだ全部が整理できていないのですけれども、私が自治体の話を個別に直接聞いてみますと、平成27年4月1日施行に際して、かなり国も自治体も混乱をいたしたということがございます。加算分の様式もかなり制度の施行の直前というところで示されたようでございますので、幾つかの自治体を聞いてみると、国の状況を待ってられないので自分たちと事業者でつくって、説明会もやったりしながら進んだということで、その後になって国が示してきたものですから、もう時既に遅しというか、そういう形で自治体あるいは自治体の中のシステムといったものも構築したのだということございましたので、それが一つということ。

もう一つは、加算もかなり年々増えてきているものですから、国の制度改正というものがかなり直前になって決まってくるということで、なかなか間に合わない、特に大規模な自治体の場合、抱えている法人の数、自治体の職員の人数も多いものですから、昨日言って、今日はこう変えるということはなかなかできないということも、そこは我々自身両方とも認識している話でございますので、いずれにしましても、今回はもう少し時間をかけて自治体との意見交換をしっかりとしながら、平成31年4月ぐらいを目途にしながら、その瞬間に100%全国の市町村が一斉に切りかえるというところまでにできるかどうかは自信がございませんけれども、しっかりキャッチボールをしていながら、大規模法人の問題あるいは広域入所の問題、いずれにしてもタイムリーな話でございます。いずれにも関係のないという法人もあるわけですが、特に大都市部においては、関わりのある法人、市町村も多いので、なるべく進めていきたいと思っております。

○田中専門委員 ありがとうございます。

もう一点、自治体の独自の加算があるせいで様式の統一がなかなか難しいということのようですが、それも行政手続部会における就労証明書の議論と同じで、基本部分は変えず

に独自の分については裏面ですとか、そういうところで対応することを検討していただけるということでもよろしいのでしょうか。

○西川子ども・子育て本部参事官 はい。そういうシステムでございます。

○高橋主査代理 ほかにいかがですか。

濱西専門委員。

○濱西専門委員 具体的にお示しいただきたいのですが、記入に非常に時間がかかるという御指摘がされているのですけれども、加算について計算するというのは、非常に時間がかかるようなものなのでしょうか。そういう実態を教えてくださいたいのです。

○西川子ども・子育て本部参事官 かかるものとかからないものがあるかと思います。例えば保育士、幼稚園教諭の処遇改善、お給料の引き上げという加算がここ数年増えて、あるいは場合によっては規制緩和したりということなのですから、お一人お一人のお給料は事前の段階でも、計画段階でも、4万円上がるとか2万円上がるというところをしっかりと我々としてチェックしないといけないものですから、それはお一人お一人になりますものから、そこは誰がどれだけ上がるというところはかなり時間がかかると思います。

あと、お一人お一人は転職したりすることもございますものから、そうすると、勤続年数というところがいろいろな処遇改善の算定の要件になってございますものから、前職での何年かという年数を計算したりしないといけませんものから、お一人お一人の保育士さんの加算の認定のバックデータというのは、結構時間がかかるというところはございますけれども、そうでないものも、機械的に出てくるものもたくさんございます。

○高橋主査代理 どうぞ。

○濱西専門委員 どうも電子申請みたいなシステムになっているところはほとんどなくて、紙ベースで、郵送もしくは窓口を持って行って受付等という処理がほとんどではないかと思われるのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○西川子ども・子育て本部参事官 診療報酬や介護報酬の場合には、審査支払機関というもので、診療報酬支払基金だったり、国保連合会というところがあるわけですから、そして、電子レセプトだということで電子的にも処理されているわけですが、我々は市町村から委託費だったり、給付費という形で各法人にお支払いされるという仕組みになっておりますものから、紙ベースでやっているところが多い。大規模な政令市、例えば横浜市とか川崎市のようなところでは、一部システムを導入しているというところもございます。

○濱西専門委員 御質問させていただいたことを前提としますと、まず自治体の様式なのですから、統一様式が望ましいというのが先ほど来の議論なのですが、それに加えて、Word、特にExcelが便利だと思うのですけれども、Excelで記載をしていける。要はPDFか何かでダウンロードして、それに手で記入するのではなしに、Excelベースで記入できることが望ましいのですけれども、それで選択肢にできるようなものは選択肢にするとか、計算

できるようなものについては自動的にExcelで計算してくれるとか、そこまでいくとベストなのですが。一々コピーを保存しておいて、それに白消しか何かして、また提出し直すということではなしに、Excelベースという形でまず最低限やっていただく。複雑な計算を要するようなものについては、記載例を示すだとか、そうした事業者目線に立った負担軽減も必要なのではないのでしょうか。

○西川子ども・子育て本部参事官 ありがとうございます。

我々もそういった問題意識で、Excelで入力すれば自動的に計算できるようにということぐらいは、少なくともやりたいなと思っております。

先ほど申し上げました医療や介護に比べると、遅れている分野のように見られるかと思えますけれども、医療や介護、障害に比べると、自治体の単独が非常に多い行政領域でございます。医療や介護でも、もちろん単独のいろいろな補助というのはありますけれども、子育て分野というのはとりわけ多いものですから、なかなか一気に審査支払機関を作るところまでは相当の検討を要するかなと思っておりますけれども、取り急ぎ様式の一元化ということをするに当たりましては、少なくとも御指摘のように一々計算しなくて、計算ミスといったもの、あるいは転記のミスというのは、なるべく起こらないような仕組みぐらいはやらないといけないと思っております。

○高橋主査代理 どうもありがとうございます。

私からは、日程についてお聞かせいただきたいのです。まず平成32年4月に5年見直しの結果が反映された制度がスタートするという趣旨でしょうか。

○西川子ども・子育て本部参事官 もちろん、それは切れる時期というのがそういう時期になりますから、一応そこを目指してございます。ただ、我々の新制度の施行に当たって、いろいろな観点から点検をして、必要な見直しをするということですのでけれども、どこまで検討していくのかといったときに、このままでは経過措置で5年で切れてしまうというものも幾つかございますものですから、それは5年で切れるなら切れるでいいのかどうか。特に人の資格の問題というのは、人の雇用に影響してくるものですから、混乱しますので、そういったことはなるべく早く優先順位づけということはしていきながら、必要な法律改正とか政省令改正ということは進めていきたいと思っております。

○高橋主査代理 いろいろ点についてお話を聞くと、5年見直しの際に修正したいということ結構いろいろと子ども・子育て本部がおっしゃいます。そういう意味では、この話も基本的には平成32年4月にスタートできるようにやっていきたいというお話でしょうか。

○西川子ども・子育て本部参事官 審査支払い方法を変えらるとなると法律改正を要しますが、現行制度の中での運用改善ということもあろうかと思っておりますので、今はできるだけ平成31年4月というところを、ただ、平成31年4月から全市町村が100%切りかわるようと言われたらそれを目指しますが、ちょっとそこは。

○高橋主査代理 わかりました。

本年度中に今言った調査も分析していただいて、望ましいものもお考えいただきたいと

思います。そのときに経産省のアンケートを御研究いただきましたが、これも同じペースで進んでいるということですか。

○西川子ども・子育て本部参事官　そうです。

○高橋主査代理　お聞きしたところは、経産省のほう事業者目線で行っているアンケートのようでございます。よって、ぜひ経産省の中間的な分析も聞いていただいて、その結果を六団体にも御紹介いただいて、平成31年4月に、私もそんなにきれいに切りかわるとは思いません。しかし、新制度の5年見直しが発足する平成32年4月には、ほぼ自治体が参加できるような形で2年かけて、そのためには1年先行して、平成31年4月には、こんなものでやってくださいという方針の下で働きかけをしていただければありがたいと思っています。そこはそういう方向感でお願いできますでしょうか。

○西川子ども・子育て本部参事官　そういうつもりで、この法改正事項と切り離れた形でやっていかないといけないと思っておりますので、平成31年4月というところを目指してやっていきたいと思えます。

○高橋主査代理　どうもありがとうございました。

フェースシートを使っていただくようにするためには、秋ぐらいには出さないといけないのではないのでしょうか。

○西川子ども・子育て本部参事官　就労証明書のときも、通知を出す前に素案というものを自治体にお送りして、いろいろな意見をいただいて、微修正したものを最終的に通知ということでお示ししていますので、似たような手続をとらなければ、結果的に自治体の方が使っていただけないということになるのかなと思っています。

○高橋主査代理　急いでやらないといけないことははっきりしているのですが、その辺のペー
ス感は把握していただいているということでしょうか。

○西川子ども・子育て本部参事官　はい。

○高橋主査代理　わかりました。ほかはいかがでしょうか。

就労証明書の話で、結構、積極的に普及されていると話がありました。それと同じようなこと
でございますので、それよりもさらに早く、確実なペースでぜひ御検討いただければ
と思います。

どうも本日は、お忙しいところをありがとうございました。引き続きよろしく
願います。

(内閣府子ども・子育て本部退室)

○高橋主査代理　本日の議論は、ここまでとさせていただきたいと思えます。様式や書面
が異なることによる事業者の負担となっているものの改善方策について、引き続き検討し
ていきたいと思えます。

以上により、本日の議事は終了いたしました。事務局から何かございますでしょうか。

○荒木参事官　次回の日程は、改めて御連絡いたします。

○高橋主査代理　きょうもどうもありがとうございました。